令和3年4月1日 川崎市中央療育センター 所長 小林 佳子

感染症についてのお願い

日頃より当センターの運営にご理解ご協力を頂きありがとうございます。

センターにおける感染予防対策について、ご利用されているみなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1、健康状態について

センターは健康面に配慮の必要なお子さんも通う場ですので、日頃の体調を観察し、お子さんと保護者の方も無理のない来所を心掛けてくださいますようお願いいたします。

- ①朝、ご自宅にて来所予定のお子さんと保護者様の体温測定を行い、発熱(37.5℃以上)や風邪症状が認められる場合は来所をご遠慮ください。アレルギー性に伴う咳や鼻水については、事前に担当者にお伝えの上来所してください。
- ②同居のご家族に発熱や風邪症状が認められる場合や解熱後 24 時間以上経過していない場合は、来所をご遠慮ください。
- ③発疹が出た時、眼の症状(眼脂、充血等)、下痢、嘔吐、痛みがある時などは、熱がなくても重篤な病気という可能性もありますので、お早めに受診してください。
- ④入退院等されたときには、各担当やSWにご連絡ください。

2、来所について

- ・来所時にはマスク着用の上、予約時間に合わせて原則、利用者と保護者1名のみでお願いいたします。 お子さんに関してはできる範囲でのマスクの着用をお願いいたします。また、終了後は速やかにご帰宅 するようお願いいたします。
- ・来所時の手順
 - ①アルコールでの手指消毒 ②検温 ③健康チェック表の記載 ※アルコールアレルギーの方は職員 に声をお掛けください。
- ・診察、訓練、評価、通園終了後には、手洗いもしくは手指消毒のご協力をお願いいたします。

3、感染症を発症した場合

- ・新型コロナウイルスの疑いや濃厚接触者に該当した際には、お手数ですがセンターにご連絡ください。
- ・新型コロナウイルスと診断された場合にもご連絡いただき、来所再開には登園許可書が必要となります。
- ・感染力の強い疾患は、集団感染のリスクが高くなります。また、お子さんによっては、合併症を併発して重症化することがあります。「資料 1」「資料 2」を参照の上、ご配慮をお願いいたします。

資料1 一定期間お休みが必要な感染症

- ①感染症疾患が発症した場合は、主治医から「登園許可証明書」をもらい来所を再開してください。書式については、「資料 3」「資料 4」もしくは幼稚園・保育園・学校に提出する書類のコピーでも構いません。
- ②ご家族が感染症に罹患した場合も、集団感染予防の観点から来所をご遠慮ください。
- ③お子さんが通われている幼稚園・保育園・学校などにおいて感染症による休園、学級閉鎖等となった場合は、感染症拡大防止のために来所をご遠慮ください。

資料 2 集団生活では配慮が必要な感染症

- ①かかりつけ医に相談の上、感染症疾患の登園の目安を参考にしながら、担当または看護師までご相談 ください。体調によっては、訓練や通園がお子さんの負担になってしまう場合もありますので、事前 連絡をお願いいたします。
- ②ご家族が感染症に罹患した場合は、かかりつけ医にセンターへの来所について相談して頂けますようよろしくお願いします。
- ※ お子さんの体調や感染症に関して気になる点がありましたら、事前に電話でご相談ください。 電話番号(044-754-4559)